

年金受給資格期間の短縮に関するお知らせ

今般の法律改正により，平成29年8月より，年金を受け取るために必要な資格期間が25年から10年に短縮されます。

対象者には，海外に居住される方で，日本年金制度に加入したことがある方も含まれます。

詳細は，下記URL（日本年金機構HP）よりご参照ください。

(URL)

「海外にお住まいの方で，日本の年金制度の加入したことがある方へ」

<http://www.nenkin.go.jp/international/english/index.files/leaflet.pdf>

在ニカラグア日本国大使館 領事班

Embajada del Japon en Nicaragua, Encargado consular

TEL: (505) 2266-8668~8671 FAX: (505) 2266-8566

緊急時 (505) 8853-3130

MAIL: consuladomp@mg.mofa.jp HP (日本語・Español):

http://www.ni.emb-japan.go.jp/index_j.html

=====
* ご注意：本メールは発信専用ですので，本メールに返信は出来ません。
=====